

※奨学給付金申請書チェックリスト※

提出の前にもう一度確認してください。

(本様式は提出の必要はありません。)

記載漏れ等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

① 保護者の方は令和5年7月1日現在、岐阜県内に在住していますか？

- はい → ② へ進んでください。
- いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。
- いいえ → 海外在住の場合は支給対象外です。

② 保護者の方の世帯状況についてお尋ねします。

- 生活保護（生業扶助）を受給されている方 → ③ へ進んでください。
- 都道府県民税・市町村民税所得割が課税されていない方 → ④（裏面）へ進んでください。
- 都道府県民税・市町村民税所得割が課税されている方 → 申請できません。

③ 生活保護受給世帯の場合

- 申請書に記入漏れや☒漏れはありませんか。
- 申請書表面の「申請者住所等」の「TEL」には、最も連絡が付きやすい電話番号を記入しましたか（書類について電話で確認することがありますので、最も繋がりやすい電話番号を記入してください）。
- 申請書裏面の「振込口座」について、口座名義人は申請者と同じですか。
- （これまでに、岐阜県私学振興・青少年課から奨学給付金を受けたことがない場合）預金通帳等のコピーを添付しましたか。
- 生活保護受給証明書の原本を添付しましたか（7月1日以降発行）。
- 生活保護受給証明書には、生業扶助受給中である旨記載がありますか（記載がない場合は、「生業扶助受給証明書（様式1）」を提出してください）。
- 在学証明書を添付しましたか（7月1日以降発行）。

・該当するすべてのチェック欄にチェック☑がはいっていますか？

④ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯の場合（生活保護受給世帯以外）

- 申請書に記入漏れや☑漏れはありませんか。
- 申請書1枚目の「申請者住所等」の「TEL」には、最も連絡が付きやすい電話番号を記入しましたか（書類について電話で確認することがありますので、最も繋がりやすいお電話番号を記入してください）。
- 申請書裏面の半分より少し下の「私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。」について、その通りである場合は、左のチェックボックスにレ印を付けていますか。
- 申請書裏面の「振込口座」について、口座名義人は申請者と同じですか。
- （これまでに、岐阜県私学振興・青少年課から奨学給付金を受けたことがない場合）預金通帳等のコピーを添付しましたか。
- 令和5年度県民税所得割額市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）の原本（保護者全員分）を添付しましたか。
- 在学証明書を添付しましたか（7月1日以降発行）。

・【通信制、専攻科以外】該当生徒の他に同一世帯に15才（中学生除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（以下兄弟姉妹）がいる場合

- 兄弟姉妹の健康保険証を添付しましたか。
- （国民健康保険の場合）扶養誓約書を添付しましたか。
（兄弟姉妹について記載してください。）

・ 該当するすべてのチェック欄にチェック☑がはいっていますか？